

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日)
（当たる翌日には、
が休日とある日）

目 次

規 則

◇鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則
(農地経済課)

◇鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則の一部を改正する規則
(〃)

◇鳥取県漁業経営維持安定資金利子補給規則の一部を改正する規則
(水産課)

◇鳥取県漁業経営維持安定資金利子補給規則の一部を改正する規則
(〃)

◇鳥取県営港水産物地方卸売市場管理規則の一部を改正する規則
(〃)

◆公布された規則のあらまし

◆鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

- 一 農業近代化推進資金の貸付利率を農業經營の改善に要する資金にあっては現行「年五・〇パーセント以内」から「年四・八五パーセント以内」に、肉畜育成団地の造成に要する資金については現行「年四・五パーセント以内」から「年四・三五パーセント以内」に引き下げるとした。
- 二 この規則は、公布の日から施行することとした。
- 三 所要の経過措置を講ずることとした。

◆鳥取県漁業経営維持安定資金利子補給規則の一部を改正する規則

- 一 漁業經營維持安定資金に係る貸付利率を現行「年四・八五パーセント以内」から「年四・二パーセント以内」に引き下げるとした。
- 二 この規則は、公布の日から施行することとした。
- 三 所要の経過措置を講ずることとした。

◆鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

- 一 融資機関が、地域改善対策特定事業の対象地域内における自立經營志向農業者に対し、農業後継者の確保等のための農家住宅の改良等に必要な資金を貸し付ける場合において、関係市町

- 一 村が年一・一二五パーセント（現行年一・二パーセント）の割合で利子補給するときの県の利子補給率を年三・六二五パーセント（現行年三・七パーセント）に引き下げることとした。
- 二 この規則は、公布の日から施行することとした。
- 三 所要の経過措置を講ずることとした。

内」から「年四・八五パーセント以内」に引き下げることとした。

二 この規則は、公布の日から施行することとした。

三 所要の経過措置を講ずることとした。

◇鳥取県営港水産物地方卸売市場管理規則の一部を改正する規則

一 卸売業者がせり売り又は入札の方法以外の方法により卸売をすることができる特定物品に冷凍鯨肉を加えることとした。

二 この規則は、公布の日から施行することとした。

号) の一部を次のように改正する。

第二条第五項中「年一・二パーセント」を「年一・一二五パーセント」に、「年三・七パーセント」を「年三・六二五パーセント」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の日前にこの規則による改正前の鳥取県農業近代化資金利子補給規則第三条の規定による利子補給契約に基づく利子補給についての知事の承認の行われている農業近代化資金については、なお従前の例による。

鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成元年三月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第八号

鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則(昭和四十一年六月鳥取県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号中「年五・〇パーセント以内」を「年四・八五パーセント以内」に改め、同表第二号中「年四・五パーセント以内」を「年四・三五パーセント以内」に改める。

鳥取県規則第七号

鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県農業近代化資金利子補給規則(昭和三十七年二月鳥取県規則第二

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前にこの規則による改正前の鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則第三条の規定による利子補給契約に基づき利子補給についての知事の承認の行われている農業近代化推進資金については、なお従前の例による。

鳥取県漁業經營安定資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成元年三月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第十号

鳥取県漁業經營維持安定資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

鳥取県漁業經營安定資金利子補給規則（昭和五十六年六月鳥取県規則第五十号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第三号中「年五パーセント以内」を「年四・八五パーセント以内」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の日前に貸し付けられた漁業經營安定資金については、なお従前の例による。

規則第六十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「年四・八五パーセント以内」を「年四・二パーセント以内」に改める。

附 則

1 この規則は、公安の日から施行する。

2 この規則の施行の日前に貸し付けられた鳥取県漁業經營維持安定資金については、なお従前の例による。

平成元年三月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県當境港水產物地方卸売市場管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

鳥取県規則第十一号

鳥取県営境港水産物地方卸売市場管理規則の一部を改正する規則
鳥取県営境港水産物地方卸売市場管理規則（昭和五十七年三月鳥取県規
則第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表の一中「さめ類」の下に「冷凍鯨肉」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発行所
鳥取県鳥取市東町一丁目

鳥
取
県

〔定価一部一箇月千八百円（送料を含む。）〕